

「官逼民反」考

——嘉慶白蓮教反乱の「叙法」をめぐる試論——

山田 賢

はじめに

「官逼民反」――過去の嘉慶白蓮教反乱研究史において、この言葉に触れていないものはほとんど稀であったと評しても過言ではないだろう。ほかならぬ官の悪政こそが民をして已むなく反乱へと赴かしめたのだ、との含意を持つこの言説は、同時代人たちが嘉慶白蓮教反乱について論評した記述の中において既に姿を見せている。時代を下っていけば、こうした言説はあたかも鳴り止まぬこだまのようにいくつもの史料において復唱されつつ、嘉慶白蓮教反乱の生成原因についての、確固とした通念的理解を形成していくことになる。

たとえば、このような「理解」をもっとも典型的に再構成して示した後代の史料の一つとして、『清史稿』劉清伝の一節

を挙げる事ができるだろう。嘉慶三年、白蓮教軍の主要な領袖の一人と目されていた王三槐が投降する。

三槐遂に軍門に詣る。勒保大捷を奏報し、三槐を俘とらえて京に至らしむ。廷訊の時、言えらく、「官逼民反」と。仁宗、之を詰して曰く「四川一省の官、皆、善からざるか」と。対えて曰く「惟だ劉清一人有るのみ」と。

（『清史稿』列伝一四八）

王三槐の発した言葉はあたかもただ一句であったかのように、まず「官逼民反」という語句のみが選択的に銘記されるのだが、これは、後段に付された「論」において「教匪は官逼民叛より起こる」と断ずる清史稿編纂者の認識に正当な根拠を与えているように見える。あるいはむしろこう述べるべきだろうか。描かれた情景は、そのような「理解」へと誘導

的に帰納されるべく、あらかじめ他の解釈可能性を生起せしめるような夾雜物を全て排除することによって、初めて明晰な輪郭を獲得しているのだ、と。

嘉慶白蓮教反乱が、「官逼」という「事実」によって因果的に発生したと理解するまなざしは、その源へ向けて遡れば、嘉慶四年正月二〇日の嘉慶帝上諭に行き当たると。換言すれば、その後に見れた魏源『聖武記』²¹、あるいは『清史稿』などの記述は、そのこだまに過ぎないと言い得るかもしれない。仁宗実録より、この時の上諭の関連部分を引いておこう。

教匪の衆を聚め事を滋くするは、皆、「官逼民反」を以て詞と為せり。昨冬、賊首王三槐解到せられ、審訊の時、供詞内にも亦た此の語有り。朕、之を聞きて殊に惻然たり。是を以て暫く正法を停む。

言うまでもなく、仁宗実録と清史稿の成立年代は遠く隔たっている。しかしあえて史料の成立年代の差異という遠近法を捨象した上で、清史稿劉清伝の記述の背景に仁宗実録の叙述を重ね合わせ、両者を同一のフレームに収めて眺めれば、そこからたとえば次のようなイメージを読み出すことも可能となるかもしれない。王三槐はただ「官逼民反」の一語の告発のみにて沈黙し、嘉慶帝は今や貪官に満ちている地方統治

の弛緩を彼の言葉によってはっきりと知らされ、驚愕し、衝撃を受けたのだ、と。そして「官逼民反」という言葉が、そのようなイメージを伴いつつ流通してきた一面を持っていたことも否み難いのである。²²

小稿の課題は、まさにかかる「官逼民反」なる特定のイメージによって、「反乱」が理解されてしまう過程自体を検証することに置かれている。「反乱」という異常事態の出現は、安定した日常ににわかに深い亀裂を発生させ、一時的に理解の体系を錯乱させるだろう。しかし武力による鎮圧とともに、不条理な異常事態としか思われなかった事件も、無数のまなざしの納得・合意を取りつけられるような安定した理解、あるいは歴史叙述の物語へと回収されねばならないだろう。小稿の関心は、「官逼民反」という言説の背後に、社会的実態としての「官逼民反」現象を捜し求めることにはない。むしろ社会的実態については一旦判断を停止した上で、嘉慶白蓮教反乱という異常事態を語る史料の言説が、あたかも自明なるが如くに「官逼民反」なる単一の語り口、単一の理解の類型へと収斂されていったメカニズムを考えることこそが、小稿のねらいなのである。

なお、以下に示される史料のほとんどは、既に先行研究に

おいて紹介されている周知の基本文献であり、その点では小稿は何ら新たな史料発掘に基づく実証的深化を伴うものではない。小稿の作業が、論理的可能性の一つを示す試論に止まる所以である。

一 王三槐供述をめぐって

「官逼民反」の一句とともに記憶されることになった王三槐供述の詳細な内容が、初めて明らかにされたのは一九七六年のことである。同年第二期の『文物』誌上に掲載された馮佐哲・孟祥才「王三槐《供单》与投降派的哲学」は、中国第一歴史档案馆の所蔵になる嘉慶三年一〇月の王三槐「供单」の全文を写真によって紹介するとともに、内容の論評を行った。更にその後、一九八一年、中国社会科学院編『清中期五省白蓮教起義資料』第五冊の「起義者自述」の項に、それまで紹介のなかった王三槐の嘉慶三年七月供述、嘉慶四年二月供述を始め、一二〇名にのぼる逮捕者供述が紹介され、ここに档案史料の本格的な活用が開始されることになった。

しかし、公刊された王三槐供述は、それまでの「官逼民反」をめぐるイメージとの間に軋みを生じさせるような内容を持

つテキストだった。まず第一に、現在に至るまでに知られている限りの王三槐の全ての供述（前掲「起義者自述」に収められた嘉慶三年七月・嘉慶三年一〇月・嘉慶四年二月の計三種）の中に「官逼民反」という語句は一例も見当たらない。

本来ここで我々は、一たび立ち止まってその意味を考えるべきであったかもしれない。だがその点は関連する問題を扱った多くの先行研究も含めて看過された。幸か不幸か、嘉慶三年一〇月の供述―嘉慶四年正月上諭に言う王三槐の「昨冬」の供述とは、おそらくこれに該当するのであろう―には、「官の「査拿」によって追い詰められ、遂に県城を襲ったいきさつが確かに記されていた。

〔官側の訊問〕問う。你們はみな百姓であり、平日より皇上の重恩を受け錢糧を蠲免され、賑濟を受けて徴税を猶予されている。你們は居に安んじて業いを楽しみ、飽食暖衣しているにもかかわらず、なぜ甘んじて自ら邪教を信仰するのか。たとえ県の審判に公平ならざるところがあったとしても、それは官に申訴すべきである。なぜ敢えて人を集め騒擾を起こすのか。畢竟何を欲してのことか。

〔王三槐の供述〕供す。我們は皇上の重恩を受けており、

百姓は皆感激致しております。ただ、我が父母は、罪なくして官に監禁され、更に官は手を尽くして邪教の徒を捜査・逮捕しております。我は、^{わたくし}本当に逃げ延びて命拾いすることもかなわず、仲間も皆心中不満を抱き、ゆえに手はずを決めて臬城を攻めて臬官を殺し、父母を救出したのです。我は愚民であり、ただ父母のために仇を討とうと思っただけで、決して他に意図はございません。

このような官による「邪教」の「査拿」が、即ち「官逼民反」という言葉によって代替的に要約されたのだ、と考えられたために、王三槐供述における「官逼民反」の不在は問題とされなかった。しかし、かりに王三槐供述に示されたような「邪教」への厳しい取り締まりを「官逼民反」の実質的な内容だと考えるにしても、それが「慷慨激昂して皇帝に「官逼民反」を控訴した」⁴告発の情景を裏付けるようなテキストにはなり得ないことは明白である。従って、王三槐供述档案史料の発現後においては、あたかも掌を返すように、王三槐は「官逼民反」に借りて保身のために清朝に媚びた「投降派」であり、「官逼民反」という口号の「本質的な部分」を代表するものたり得ない、との断罪さえ下されに至った。⁵しかし、王三槐に告発者としての抵抗を読み取るにせよ、「投降派」

としての墮落を読み取るにせよ、両者は相反するように見えるながらある前提を共有している。その前提とは第一に、反乱に参加した人々に「官逼民反」なる意識、あるいはそのような意識の自覚的な言語表象としての「口号」(スローガン)が共有されていたという認定であり、第二に、王三槐の供述もまた、直接的にはその語彙を含んでいないとしても、やはり内容においては「官逼民反」を語り出しているものであるという認定である。そして小稿の関心は、王三槐が告発者なのか、それとも「投降派」であったのかを決定することにはなく、そもそも前提自体の当否を問うことにある。換言すれば、白蓮教側が「たとえ明確な政治綱領を練りあげる段階に達していなくとも」、確かに「官逼民反を標榜し」⁶ており、告発であったか保身のための弁明であったかは別にしても、王三槐もそのような白蓮教軍の明示的な言説(「官逼民反」)を熟知した上で発話していた、という前提自体の再検討が必要なのである。

二 同時代史料の中の「官逼民反」

「官逼民反」―あまりにもよく知られるようになったこの

言葉を、教徒自身の側から語り出している事例は、『清中期五省白蓮教起義資料』第五冊に収められた一二〇名分の供述の中でも、管見の限りではただ一つしかない。嘉慶三年三月における覃加耀の供述である。

覃加耀供す。歳は二六歳、湖北長陽県の者です。……皇上は深仁厚徳にして、百姓を恵愛せられ、凡そ百姓であれば知らぬ者としてなく、心より感激しない者はありません。全ては、地方官が邪教を査拿するに当たり、吏役が好き勝手に取り立てを行って騒ぎを起こし、衆の恨みを招いたことよっております。それゆえ林之華と張馴龍は、人々に対して「官逼民反」なりと言ったのです。

ここには―そして管見の限りでは―ここでのみ―反乱に加わった教徒自身の口から、はっきりと「官逼民反」の一句が語られている。ならばなぜ嘉慶帝の嘉慶四年正月二〇日の上諭は、覃加耀の供述にまったく触れることなく、王三槐の供述のみを取り上げて「官逼民反」の言と断定し、なおかつあたかもその言葉を初めて知り得たかの如くに叙述しなければならなかったのか。この点を考察するためにも、次に官側の発話に現れる「官逼民反」について検討してみよう。

嘉慶四年から嘉慶六年ごろを中心として、『仁宗実録』『欽

定三省剿平邪匪方略』等に引用されている上諭には、しばしば「官逼民反」という言葉が現れるようになる。そしてこれら一群の上諭の中で、もっとも早く「官逼民反」の一句が現れるのは、やはり管見の限りでは、王三槐に言及したあの嘉慶四年正月二〇日の上諭なのである。即ち、「官逼民反」という言葉を積極的に語り出したのは、むしろ官側―それも皇帝の上諭―であったのかもしれない。だとすれば、まさにその発端となった嘉慶四年正月二〇日の上諭が、いかなる状況の中で何を照準として語り出された言説であったのかを、改めて確認しておく必要があるだろう。この上諭の後段には、次のような論理が続いて示されている。

総べて、親民の吏、朝廷の徳意を奉宣する能わずして、多方婪索し、其の脂膏を竭くすに縁り、因りて激変して此に至る。然れども、州県の小民を剥削する所以は、尽くは自ら己の囊を肥やすにあらざして、大半は上司に趨奉す。而して督撫大吏の属員を勒索する所以は、尽くは心を安んじて貪黷するにあらざして、和坤と交結するに非ざるなし。是れ層層の朘削は、皆、和坤一人の為めなり。而して無窮の苦累は、則ち我が百姓、之に当たる。言念此に及べば、能く心痛まざらんや。是を以て和坤を

將て立ちに典刑に正し、以て国法を伸べて人心を快ならしむ。現在大慙わろ已に去り、綱紀肅清され、下情は上達せざる無し。

嘉慶帝によれば、「官逼民反」という衝撃的な事態を招いた州府の「婪索」「勒索」は、もとをたどれば和紳一人に淵源している。即ち、州府が小民を搾り取るのは、州府官が私腹を肥やすためではなく、省レベルの「督撫大吏」に付け届けするためであり、督撫はと言えば、乾隆帝の寵臣であった和紳に献納すべく、州府に対して加派の転嫁を行っていた、と説かれるのである。もちろん、この史料を額面どおりに、事態の忠実な模写として受け取る必要はない。眼前の事態がどうであれ、それはこのような認識のフレームの中で叙述されねばならなかった。

周知の如く、嘉慶四年正月三日には、既に帝位を退いてはいたものの、なお訓政に当たっていた乾隆帝が亡くなっている。つまり、上諭の中に「官逼民反」という語彙が頻出するようになるのは、嘉慶帝の親政開始直後からなのである。嘉慶帝の登場によって事態は収束されねばならない—そのような意志とともに発せられた嘉慶四年正月二〇日の上諭は、次のような論理を内在させていたように思われる。その論理の

射程を、あえて敷衍的に読み出してみよう。

①反乱の原因

嘉慶白蓮教反乱に限らず、聖明なる皇帝の徳治のもとで「反乱」という異常事態がなかつ発生しうることを説明できる論理は、おそらくただ一つしかないように思われる。それはあたかも雲が太陽の光をさえぎり隠すように、地方官が「朝廷の徳意」を体現することなく、むしろその恩沢の及ぶことを妨げ悪政を行うからである。そしてまさに、皇帝の「徳意」の浸透を妨害していた黒雲は、和紳を頂点とする地方官の搾取の連鎖であった。

②反乱の収束

「徳意」が民に届くことを期待し、確信していた皇帝は、「官逼民反」という告発の一句によって、初めて地方官府の「婪索」がいかに深刻であったかを知らされ、衝撃を受けるとともに「惻然」として民を憐れむ。この場合、悪しきは中間にあって「徳意」の浸透を妨げていた地方官府であり、皇帝の「徳」自体を問いなおすような論理的契機は発生しない。皇帝の「徳」は自明の前提であり、しかも和紳・地方官らの搾取は、皇帝と民に対する背信行為であるゆえに皇帝は無謬である。同様に反乱に加わった民もまた、皇帝への反逆の意

凶は皆無であり、已むに已まれず地方官府の剝削に抵抗した
憐れむべき「愚民」に過ぎず、やはり本源的には無謬である。
だとすれば、「反乱」を収束せしめるために必要なのは、中
間に存在する悪を剔除し、「下情」がスムーズに「上達」し
うるような様態を回復することである。

かりに嘉慶四年正月二〇日の上諭が内在させていた論理的
射程を以上のように読み解くならば、ここで注目すべきは和
坤への言及である。嘉慶四年正月三日の乾隆帝の死とともに、
嘉慶帝は電撃的に和坤を断罪する。「官逼民反」という論理
は、第一に、まさに「官逼」の元凶であった和坤を断罪しな
ければならない必然性を、第二に清朝の盛世のもとでなお
「反乱」が醸成された理由を、一つながら整合的に説明しう
る結節点として準備されたのかもしれない。

三 増殖する言説

嘉慶四年正月二〇日の嘉慶帝上諭は、たちまち無数のこた
まを生じせしめることになった。これ以降、「官逼民反」、あ
るいは、官の「素取」、「逼迫」、「攫取」が小民の「激変」を
招いたのだと言説はにわかにも出現する。

(1) 王念孫

……臣、竊かに以爲らく、和坤の罪は、教匪より減せず。
内賊除かれざれば、外賊は得て滅ぼすべからざるなり。……
楚省教匪の起は、地方官の貪酷風と成り、百姓窮促する
に由る。（『敬陳勦賊事宜』、『王石臞先生遺文』卷一）

(2) 梁上国

……牧民の官、良民を激変し、因りて城池を失陥するは
斬なり。而れども、邪教の煽惑して衆を聚め、不法を醸
成するを失察するは、罪、止だ革職のみ。故に、川楚の
賊匪、地方官は皆、邪教を以て言と爲す。……適たま襄
樊一帶に邪教を査拿するの案有るに値たり、有司の奉行
善からず、挨戸捜査し、奸胥蠹役は勢に乗じて攫取す。
財賂の欲する所を遂げざれば、即ち誣するに邪教を以て
し、罪に治む。（『条陳平賊事宜疏』、『統皇清奏議』卷一）

(3) 谷際岐

教匪の滋擾は、湖北宜都の梟傑人より始まるも、実は武
昌府同知常丹葵の苛虐逼迫に自りて起る。……此れ臣
の聞く所の官逼民反の最も先にして最も甚しき者なり。
臣思うに、教匪の今日に在りては、自ずから庇に党を尽
くして梟傑すべし。而れども其の始めは、猶お是れ百數

十年、居に安んじて業いを樂しめる人民なるがごとし。何をか求め、何をか憾み、甘心して身家を棄て性命を捐し、鋌として險に走るや。臣聞くに、賊流竄の時に当たり、猶お皇帝の天恩を哭念し、殊に一言の怨みも朝廷に及ぶこと無きがごとし。向使^{もし}地方官皇仁を仰体し、平日より察教し、臨時に撫弭すれば、何ぞ此の如きに至らんや。

〔清史稿〕列伝一四三、谷際岐

ここに示した王念孫、梁上国、谷際岐の文章にはいくつか明らかな共通点がある。第一に、そのいずれもが、「邪教」の捜査に名を借りた地方官・胥役の誅求を、反乱の直接的な導火線と見なしていることである。このうち、「官逼民反」という表現を明記しているのは『清史稿』に引かれた谷際岐の奏議のみだが、三者ともに認識のフレームにおいては異なるところはない。第二に、従来しばしば「官逼民反」の証左として取り上げられること多かったこれらの文章は、いずれも嘉慶四年という時期に奏議として書かれている。即ち、嘉慶帝の登場と和坤の断罪、ならびに「官逼民反」の一句を織り込んでいた嘉慶四年正月二〇日の上諭に応答するかたちで発話されたことは銘記しておく必要がある。

たとえば谷際岐において、この時既に三年にわたっていた反乱という事態は、清朝皇帝の「徳」を損なうことなく、次のように解釈されていた。彼は言う。今に至っては反乱者はことごとく「梟磔」されるべきである。しかし当初においては彼らも「安居樂業」の人民であり、地方官による常軌を逸するほどの苛酷な「逼迫」により反したに過ぎない。(つまり「官逼民反」である)。従って、彼らの怨恨は悪政を行った地方官に向けられているに過ぎず、むしろ清朝皇帝に対しては、「哭して天恩を思い、殊に一言の怨みも朝廷に及ぶこと無」かったと言うのである。そしてこれは皇帝の厚徳、無謬性を明証するために求められていた言説であった。和坤という「内賊」が除かれなければ、嘉慶白蓮教反乱の「外賊」を滅ぼすことはできない、と説いた王念孫は、おそらくこの論理の運用において自覚的であり、やはり嘉慶帝の要請に答えるものであったと言えよう。

ただし、以上の論理を成立させるためには、反乱の契機となった白蓮教系民間宗教について、ある前提が共有されている必要がある。反乱の直接的導因が、ただ「官逼」に存在する限り、白蓮教系民間宗教自体に〈反逆〉への萌芽があらかじめ内在してはならない。換言すれば、白蓮教系民間宗

教自体は、実態はどうであれ、無害なものではなければならぬ。翌嘉慶五年に示された嘉慶帝の「邪教説」は、いわばこの点を明示化するための言説であった。

苟くも能く安静にして法を奉ずれば、即たい焼香治病するも、原より惻怛の仁心有りて、朝政の禁じざる所に在り。若し此れに藉りて衆を聚め兵を弄し、漸く叛逆の大家を成さば、則ち王法の容れざる所なり。……夫れ官軍の誅する所は叛逆なり。未だ習教せざれども抗拒する者は、殺して赦す無し。習教すれども家に在りて誦を持する者は、原より罪無きなり。

白蓮教系民間宗教への入信は、それをただ信仰する限りにおいては「無罪」である。弾圧は、具体的な行為として現れた反抗に対する措置であり、「白蓮教」への信仰とは関わりない。即ち、皇帝と同様に、白蓮教徒に民衆にも「反乱」という事態を招来した第一義的な責任は存在しない。その責めはあくまでも和坤と悪しき地方官・胥役に帰せられねばならない。そして事態がこのような「官逼民反」に由るものであるとすれば、和坤の断罪が不可避であったことも自明なのである。

「邪教説」に限らず、実録に引かれた嘉慶帝の上諭におい

て、信仰としての「白蓮教」には問題はないという趣旨の言説は、反復的に出現する。嘉慶五年八月九日の上諭を例として掲げておこう。

即たい劉之協の誦する所の経文に拠るも、大意は亦た人に善を為すを勸むるに過ぎず。並びに違悖の字様無し。劉之協の罪犯寸磔せらるるは、名を牛八（牛と八を合わせれば、明王朝皇帝の姓であった「朱」字となる）に托し、逆謀を潜造するに在り。孽は自ら作すに由る。白蓮教とは渉る無し。〔仁宗実録〕卷七二〕

これら一連の言説が、「官逼民反」という叙述を成立させている連鎖の一環であったとするならば、ここから王朝国家の白蓮教系民間宗教に対する原理的認識を抽出する試みはきわめて困難である。白蓮教系民間宗教「無罪」論とも言うべきこれらの言説は、ある特定の状況の内側において、ある別の言説を成立させるために担保されたのであり、その意味を解説するためには、再びこれを同時代の言説の連鎖の中に投げ返してみる必要があるだろう。

梁上国の奏議には、既に嘉慶帝の「邪教説」と響き合う語りが示されている。梁上国によれば、眼前の事態は、劣悪な地方官が「良民」を逼迫した結果と見るべきである。しかし、

地方官はその罪の重大なるを恐れ、皆「邪教」が「不法」を謀ったのだと偽った。その理由は、「邪教」の覺察を失したのみならば、罪はただ免職に止まる軽微なものとなるからだという。かりに以上のような梁上国の解釈に従うならば、反乱といってもそれは無辜の「良民」の「激変」に他ならず、必ずしも「邪教」の徒ではなかった、ということになる。

「官逼民反」という基本的な枠組みの中で、矛盾なく叙述を完結させようと試みた場合、現に反乱が忌まわしい「邪教」としてのイメージを払拭したい「白蓮教」によって発動されたことを、いかに説明しようかが、なお難問として残されていた。これに対して嘉慶帝の「邪教説」は、まさに表題にも「邪教」なる名称を使用しながら、しかし「白蓮教」の信仰自体には何ら問題を認めない。即ち、反乱に本源的な悪としての「邪教」が関わっていたか否かという問い自体を無意味化すること、換言すれば、「白蓮教」要素の有無に関わりなく反乱の性格を一貫して「官逼民反」と規定することこそ「邪教説」に孕まれていた重要な戦略の一つなのである。

ここで当面の考察結果を重ねて要約の上、示しておこう。嘉慶白蓮教反乱における「官逼民反」の根拠と考えられてきた言説の多くは、嘉慶四年以降に、清朝側から、それも嘉

慶帝の周辺からある論理的要請に基づいて発せられている。「官逼民反」という物語によって、事態は次のように叙述されるべきであった。和坤を頂点とする搾取の連鎖こそが、清朝皇帝の恩沢が良民に及ぶことを妨げ、そればかりか本来無辜なる良民の「激変」を誘発したのだ、と。嘉慶四年、乾隆帝の死によって親政を開始した嘉慶帝は、初めて「官逼民反」の事実を知り、「惻然」として民を憐れみ、和坤を断罪する。ここにおいて、和坤断罪の正当性も、そして登場した嘉慶帝の聖明も、二つながら保証されるであろう。

四 冤抑と伸冤

嘉慶四年、清朝側からこそ「官逼民反」という物語は求められたのだとしても、その先にまだ問題は残されている。確かに嘉慶帝の上諭と、これに応答した臣下たちの奏議は、作爲の言説であったのだろう。ならば王三槐供述を始め、八〇年代に公刊に付された档案史料の中の供述書はどうなのか。翻ってそれらは、作爲を加えられていない、民衆の生き生きとした「生」の息吹を伝えていると考えて良いのだろうか。

もっともこのように設問したからといって、たとえば供述

書に作為としての意図的〈改竄〉が加えられた可能性を想定しようというわけではない。かりに逮捕者が確かにそのような趣旨の言葉を発し、その言葉は確かに記録者によって趣旨に忠実に再整理を加えられたものであったとしても、なおかつ言説化される全ての表現は、既に発話の段階から、その言説が置かれている磁場の中で、明瞭に意識されることすらなくある定型的な様式性へ誘導されているかもしれない。結論を先取りして仮説を述べておこなうならば、王三槐供述には、そこから容易に「官逼民反」を読み出しうるような様式性が、あらかじめ備えられていたのである。

次に示すのは、それぞれ嘉慶三年七月の王三槐供述、嘉慶三年三月の覃加耀供述、そして乾隆五三年三月の林爽文供述である。³⁾このうち林爽文のみは嘉慶白蓮教反乱とは関わりない。彼は、乾隆末年に勃発した、史上最初の天地会系結社の反乱として知られる林爽文の乱の指導者であり、嘉慶白蓮教反乱の舞台となった長江中上流域から遠く隔たった台湾で活動していた。ほぼ一〇年を隔てて起こった全く異種の反乱における逮捕者供述をここに併記するのは、言説の様式性の明らかかな類似に注目するゆえである。なお、三つの供述のうち、王三槐と覃加耀のものについては、既に前段にて簡単な内容

の紹介を行っていること、ここでは供述書の様式的類似性の指摘を主眼とすること、以上二点の理由により、あえて全てを原文のまま提示する。

三つの供述の様式・大意はおおむね共通している。原文の呈示に先立ってその骨子を簡単に紹介しておこう。いずれもまず官側からの問いかけから始まる。ここでは、①なんじら「百姓」は、税の免除や賑濟を受けるなど「皇上」「大皇帝」の重恩を蒙りながら、②なにゆえ「感激」を知らず、あるいは「邪教」を信奉し、あるいは反乱を起こすのか、が問われることになる。

対して回答のパターンは以下の如くである。①我らは皆、「皇上」が「百姓」を「惠愛」、「愛養」せられていることを知っており、感激しない者はない。②しかし、地方官が「邪教」、あるいは「天地会」を搜索するに当たり、ほしいままに「需索」、「乱拿」を行ったため、③あるいは父母の仇を討つために、あるいは憤激のあまり他に如何ともするなく、已むを得ず反したのである、と。

(1)王三槐供述

問 你們都是百姓、平日受皇上重恩、蠲免錢糧、賑濟緩徵、你們得以安居樂業、飽食暖衣、為何甘心學習邪教。

即或臬里有審斷不公之事、亦必到官申訴、何敢糾人鬧事。究竟意欲何為。

供 我們受皇上重恩、百姓都是知感激的。只因我父母無罪被官監禁、又四出查拿邪教、我實在無處逃生、同伴人俱心懷不甘、所以約會攻打臬城、殺了臬官、救出父母。

我係愚民、止想為父母報仇、並無別的意思。

(2) 覃加耀供述

問 你們具有人形、亦必稍有人心。凡屬百姓、蒙皇上厚恩、普免天下漕糧錢糧積欠。偶遇水旱偏災、無不優加賑恤。飽食暖衣、理必感激安分。何得習教滋事、究竟是何居心、有無別故、從實供來。

供 我們皆有身家、可以度日。皇上深仁厚德、惠愛百姓。凡屬百姓、無有不知道的、也無有不真心感激的。緣因地方官查拿邪教、任聽吏役需索滋擾、以致衆心忿恨。所以林之華与え張馴龍曾向衆人說過、是官逼民反。他們還要豎旗宣布、這是实情、出於無奈。

(3) 林爽文供述

詰問林爽文等 你們都是大皇帝的百姓、凡遇地方災歉、即邀恩撫恤、發帑賑濟、薄海內外、從未岐視、並無絲毫苛斂加賦。你們如何不知感激、竟敢作反。就是地方官不

好、可以到府道官處控告。若不準、你亦可上赴督撫衙門呈訴、自當替你們查辦、如何就敢糾衆滋事呢。

拋林爽文等同供 我們雖遠在台灣、大皇帝愛養百姓、我們原都是知道的。只因地方官查拿天地會的人、不論好歹、紛紛亂拿、我們實在怨恨他。原要想到衙門控告、因為隔着海面、道路遙遠、不能前去呈控。若到道府衙門控訴、

恐同城官府官相護、不能替我們辦理、反遭其殃。所以不曾控告、就糾衆殺官。既干出這樣犯法事來、是以不得不趁勢造反了。是矣。

寺田浩明は、伝統中国における紛争と裁判をめぐる言説の「語り口」において「冤抑と伸冤」の主題が反復的に繰り返されていることを指摘している。¹⁰⁾「冤抑」とは、優位に立っている相手から不当に「押しへこまされ、しかも有効な対抗策が取れない自己の側の悲惨な状態」を意味する言葉であり、裁判は多くの場合このような「冤抑の情」を言いたてることから始まる。そしてこれに応答するものとしての〈裁き〉は、何らかの優位性を恃みに「奇妙に強硬な態度を取る輩に対して、その行為が覇であり欺圧であることを指摘し懲らしめ」、「不当にも押しこまれ小さく縮こまらされた提訴者の冤抑を伸ばす」伸冤の物語として語られることになる。「語り口」

の中では、訴える側は常に善良にして虐げられた弱者であり、裁判とは高みにある「徳」・高き主体が、いわば天に替わって公正性の回復を実現する過程である。

このような寺田の見通しは、「反乱」という大規模な紛争を語る当事者たちの語り口について考察する際にも応用できるかもしれない。失敗した「反乱」の果てに捕縛された当事者が、そもそも何ゆえ反したのか、という問いかけに対して、より多くを納得させられるであろう共有可能な語りを用意するとすれば、なじみの物語である「冤抑と伸冤」への同調こそおそらく最も有効な語り口となるであろう。そのような語り口を改めて再構成して示すならば、次のように提示できるだろう。

①反乱当事者も含め、民衆はもとより皇帝の重恩を熟知し感激しているものであり、事態は決して皇帝に向けられた「反逆」ではない。②当事者らは、ゆえなく不当にも劣悪な地方官・胥役の逼迫を蒙り、きわめて切迫した状況に押しひしがれて「冤抑の情」を告発するすべもなく、已むを得ずこのような騒動に至ったのみである。③従って、かかる「冤抑の情」ゆえの「愚民」の已むに已まれぬ行動であったことを徳高き皇帝が知悉せられること、そしてもちろん更には、劣悪な地

方官らが膺懲され、本来あるべき公正性が回復されることこそが、とりもなおさず求められている「伸冤」なのである。

一方、清朝側＝皇帝にとっても、既に触れたようにこのようなパターンの言説は、自らの「徳」にいささかの疑念も発生させることなく、眼前の事態を解釈しうる望ましい語り口であった。即ち、以上のような言説パターンは、反乱の当事者と皇帝とが相互に共有し、折り合うことのできるほとんど唯一の物語であったと言える。事態は振り返ってみれば、誰もが一応は理解を受け入れられるような「お話」に沿って回想されるしかない。

逮捕者の供述には、ただ一回限りの自白の記録で終わっているものもあれば、先に掲げた王三槐・覃加耀・林爽文のそのように、訊問と回答が交互に織り成されているものもある。この区分がいかなる基準に基づいているのかは必ずしも判然としないが、ただ供述書が問答形式を取るの、被訊問者が反乱において主導的な役割を果たしたと目されている場合がほとんどであるように思われる。問答形式の供述書は、訊問の証拠としての客観性を保証するための臨場感覚を演出する技法であると同時に、反乱当事者と王朝国家が、生起した過去の事態について、ある共通の理解、ないし回憶の「叙

法」を相互に確認していった弁証の記録である。だとすれば、全てが終焉に近づきつつあると思われた地点において発せられた供述書の言説を根拠として、たとえば白蓮教系民間宗教に王朝国家自体を否定する発想が存在したか否かを論ずるとも、また極めて困難なのである。

ここで、嘉慶四年、皇帝とその周辺から語り出された「官逼民反」に話を戻すならば、地方官による逼迫を告発し、「冤抑と伸冤」のパターンをなぞる供述書の言説を、「官逼民反」という認定へ回収していくことはもとより困難なことではなかった。たとえば、供述の中でただ一人「官逼民反」を語った覃加耀は、いわば未だ求められざる時において、「冤抑と伸冤」の論理をたどりながら偶然これを先取りしてしまったのだと言えるかもしれない。

あるいは更には次のように表現することもできるだろう。もし望むならば、嘉慶白蓮教反乱以外の反乱―たとえば林爽文の乱―でも、その基本的な性格を「官逼民反」であると宣明することは十分に可能だった。林爽文の乱の終息を間近に迎えた乾隆五二年一二月、乾隆帝は次のような上諭を示しているが、もしこの表現のみを部分的に取り上げるならば、それが嘉慶白蓮教反乱について述べたものなのか、林爽文の乱に

ついて述べたものなのかを区別することは困難であろう。

無籍の奸徒、往々にして端に借りて事を滋くす。皆、地方の官吏、任意に侵婪して民を累し、怨みを斂むるに由る。
(乾隆五二年一二月一七日上諭)^①

ただし、この上諭にも明らかに示されたように、林爽文の乱と嘉慶白蓮教反乱とは、当初類似する語り口で叙述されながら、結果的に「官逼民反」の刻印は後者の上のみによりはっきりと残された。それはすでに繰り返した述べたように、嘉慶帝による和珅断罪に関わる。嘉慶四年、もとより存在した周知の主題「冤抑と伸冤」を、ある必要ゆえに強調的に増幅した結果現れた言説が、すなわち「官逼民反」だったのである。

おわりに

「官逼民反」という表象は、二重の基層の上に出現する。

第一の基層は、失敗に終わった「反乱」が多かれ少なかれ援用する「冤抑と伸冤」の論理である。この論理を前提に事態の解釈を行うならば、次のようになるだろう。地方官吏の虐政による「冤抑」こそが全ての発端である以上、たとえ結

果的に騷擾が発生したとしても、それは人々の愚かさゆえであり、決して清朝の権威自体に挑戦する「反逆」が意図されたのではない。換言すれば、「冤抑と伸冤」の論理に沿って事態を記述していく限り、逮捕者として本来的には良民であった事を否定する契機は発生しない。

一方、王朝国家Ⅱ皇帝から見ても、この論理は歓迎すべきものであった。事態の責任が地方官にのみ帰せられれば、やはり皇帝の厚徳に疑念を抱かされる契機は発生しないからである。即ち、地方官による「冤抑」、皇帝による「伸冤」の物語は、反乱当事者と清朝Ⅱ皇帝との両者が、最終的に共有しうる筋立てを描き出すシナリオであり、両者の問答は、あらかじめ相補的、あるいは共犯的に語り出されるのである。従って、時に事態は、「清朝と教軍と、つまり敵対した双方が、奇態なことに官逼民反であることを承認しあった上で戦った」⁽¹²⁾ように見えてしまうかもしれない。しかし、繰り返すように、これを反乱当事者たちが「臆することなく官逼民反を標榜した」と解釈してはならないのである。嘉慶白蓮教反乱に限らず、「反乱」が退潮期に入り、蜂起当初の熱気・驚愕・喧騒が去った後、事態の記憶を叙述された過去へと封じ込めていくときには、おしなべてこのような機制は働いたと言え

よう。

第二の基層は、嘉慶四年における和坤断罪である。後世において、ただ嘉慶白蓮教反乱のみに「官逼民反」というイメージが濃厚に残存し続けた理由は、何よりも和坤断罪直後より、嘉慶帝を発信源として反復的に提示された「官逼民反」言説の記憶にある。「冤抑」は、劣悪、あるいは無能な地方官が偶然存在したために生じたわけではなく、和坤を頂点として連鎖的に形成された索取の重層構造ゆえにもたらされたのだと強調されねばならなかった。乾隆帝の死と相前後して、王三槐の供述により「官逼民反」の《事実》を知らされた嘉慶帝は、惻然と民の苦しみを憐れみ、和坤を断罪して「伸冤」を果たすことになるだろう。和坤断罪と嘉慶帝の登場が、このような物語として共通の理解を獲得するためにも、「官逼民反」の《事実》は、たとえば著名な白蓮教軍領袖の供述という明示的なかたちで、嘉慶帝親政の直前にあらかじめ確認されていなければならなかったのである。

いままら繰り返すまでもなく、我々の前に残されている文献史料は、それが意図的な操作を経ているか否かに関わらず、ある欲望の、ないし戦略のための表象でもある。「官逼民反」という一語もまた、その発話を規定していた欲望から改めて

検証されねばならないだろう。

註

- (1) 『聖武記』巻九に、「初教匪起事、皆以官逼民反為詞、王三槐禽解至京、命軍機大臣審訊、亦有此供」とある。
- (2) たとえば、王竹樓「一七九六—一八〇五年的白蓮教大起義」(『中国農民起義論集』三聯書房、一九五八)は、「慷慨激昂」して「官逼民反の控訴」を行った王三槐を始め、教軍領袖らの告発は清朝を震撼せしめ、清朝側は「官逼民反の事実」を承認せざるを得なかった、と述べる。また、「皇帝でさえ……客観的には教軍の告発を斥けるだけの論法すら持ちあわせていなかった」と述べる安野省三「清代の農民反乱」(岩波講座『世界歴史』一一一、一九七二)もまた、「官逼民反」なる言葉は教軍側の「告発」であり、官側はこれを否定する論理も持ち合わせておらず不承不承に認めざるを得なかった、と考える点において共通する。
- (3) 江蘇人民出版社、一九八一。
- (4) 王竹樓前掲論文。
- (5) 張興伯「談談白蓮教襄陽起義軍的布告与口号」(北京図書館編『文獻』第二輯、一九八〇)。
- (6) 安野省三前掲論文。
- (7) 「官逼民反」という言葉は、実は嘉慶六年五月、王廷詔を尋問した官側の問いかけの中にもう一例確認できる。ただし、これは官側の問いかけの中で使用されており、王廷詔自身が語りだしたものではない。その部分を翻訳して示しておこう。「問

う。賊管中ではこれまでずっと「官逼民反」を唱えている。もしその通りであるなら、必ずや万已むを得ざるに迫られてのことであろう。……王廷詔供す。私は賊管にて彼らの旗じるしを見、旗上に書いてあるのは何という字か尋ねたのです。彼らは「官逼民反」の四字が書いてあるのだと聞いていました」。官側がむしろ「官逼民反」を教軍側の自明のスローガンであることを前提に発話しているのに対し、王廷詔は〈何か書かれてあるもの〉が「官逼民反」であることを聞き知ったに過ぎない。

- (8) このテキストについては、小田則子「清朝と民間宗教結社—嘉慶帝の「邪教説」を中心として—」(『東方学』八八、一九九四)参照。
- (9) 王三槐、覃加耀供述は、前掲『清中期五省白蓮教起義資料』第五冊、林爽文供述は、黎青主編『清代秘密結社檔案輯印』第四冊、に所収の台湾档(乾隆五三年三月初三日、和坤等)による。

- (10) 寺田浩明「権利と冤抑—清代聴訟世界の全体像」(『法学』六一一五、一九九七)。

- (11) 中国第一歴史档案館編『乾隆朝上諭档』第一四冊、档案出版社、一九九二)。

- (12) 前掲安野省三論文。

(やまだ まさる 千葉大学文学部助教)